

新年金制度に関する検討会の設置について

平成22年3月8日
内閣総理大臣決裁
平成22年6月21日
一部改正

1. 新しい年金制度について検討するため、新年金制度に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣
議員	内閣官房長官
	国家戦略担当大臣
	総務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	年金改革担当大臣
	公務員制度改革担当大臣
	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	内閣総理大臣の指名する内閣官房副長官
事務局長	国家戦略室長

3. 検討会の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. その他、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。